

平成 24 年 2 月 9 日

上田信用金庫

理事長 小林哲哉

金融円滑化法に係る法定報告の修正報告について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、同法第 4 条の規定に基づく措置の実施状況の報告として、平成 23 年 9 月末の報告を平成 23 年 11 月 11 日に報告し、開示致しましたが、報告に一部誤りがございましたので、別表のとおり修正報告致しました。

以 上

金融円滑化に向けた取組みについて

1. 上田信用金庫の金融円滑化への取組方針

上田信用金庫(理事長 小林哲哉)は、経営理念である「人とのふれあいを大切にし、地域の繁栄に貢献する」に基づき、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、金融の円滑化に取り組んでおります。

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化の円滑な実施に向けた態勢整備

(1) 体制整備

上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ① 金融円滑化促進を図るため本取組み方針、金融円滑化に係る管理方針・管理規程・マニュアルを制定いたしました。
- ② 金融円滑化促進に対する業務統括を行う金融円滑化管理責任者に専務理事、同副管理責任者に常務理事を任命し、経営陣自らが率先して取り組んでおります。
- ③ 金融円滑化管理責任者・同副管理責任者・本部関連部室長を構成員とする金融円滑化管理委員会を発足し、金融円滑化促進を図っております。
- ④ 営業店においては店長を金融円滑化管理者として金融円滑化促進を図っております。
- ⑤ 営業店全店に金融円滑化相談窓口を設置しております。

(2) 貸出条件の変更等の状況を適切に把握する体制

貸出条件の変更等の状況を適切に把握するため、以下の通り取り組んでおります。

- ① 条件変更に関する申出に対しては、「親身になった対応」に心掛け表面的な財務内容・保全状況・過去における条件変更実施履歴等のみを以て判断する事がないよう留意し、可能な限り迅速な対応を図っております。
- ② 各営業店は条件変更の受付について、所定の受付簿・記録簿へ対応状況・結果について記録すると共に、毎月金融円滑化管理委員会事務局へ報告しております。
- ③ 事務局は営業店からの報告に基づき対応状況を管理し、各営業店を指導・支援すると共に、金融円滑化管理委員会へ定期的に報告しております。
- ④ 金融円滑化管理責任者は取組状況の検証を行い、必要に応じ営業店への指示・指導を行います。
- ⑤ 金融円滑化管理責任者は理事会・常務会に対し定期的に取組状況を報告すると共に、経営に対し重要な問題が発生した場合等には速やかに報告を行います。
- ⑥ 対応状況の記録は営業店と事務局において厳格に管理・保管しております。

3. 金融円滑化に係る苦情相談窓口

金融円滑化に係る苦情相談窓口を融資部企業支援課とし、専用直通電話(フリーダイヤル 0120-70-1877)を設置しております。

【受付時間】

平日9時～17時

土日祝日及び平日上記時間以外

融資部企業支援課にて承ります。

留守番電話にて受付し、翌営業日当庫よりご連絡させていただきます。

(1) 苦情相談に係る対応について

- ① 苦情相談窓口へ直接寄せられた苦情相談については、親身になった対応を図り速やかに金融円滑化管理責任者へ報告すると共に、金融円滑化管理責任者の指示を受け、営業店に対する指導・支援を行い苦情相談内容の早期解決を図ります。
- ② 営業店に寄せられた苦情相談については、担当者は速やかに営業店金融円滑化管理者である店長に報告を行うと共に、店長・役席者とともに親身になった姿勢を以て迅速に苦情等の解決に向けた対応を図ります。
- ③ 営業店においては金融円滑化に係る苦情相談については発生の都度速やかに事務局あて報告を行い、迅速な対応と解決に努めます。
- ④ 苦情相談の内容・対応状況については発生の都度記録を行う事とし、営業店・事務局において厳格に管理・保管しております。

4. 経営コンサルティング機能発揮について

お客様に対するキメ細かな経営改善支援・経営相談を図るための専担部署として、融資部内に企業支援課を設置しております。企業支援課は、お客様への支援を行うと共に、営業店における経営支援能力向上に向けた指導を行って参ります。

又、お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)の向上を図るため、職員に対する研修を重ねて参ります。

5. 金融円滑化取組状況

平成21年12月4日～平成23年9月30日までの取組状況は別表の通りであります。

以 上

貸付の条件の変更等の実施状況について（修正後）

（平成23年9月末時点）

- 平成21年12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第4条、第5条に基づく貸付の条件の変更等の、平成21年12月4日から平成23年9月30日までの実施状況は下記の通りであります。
- なお、同法の第7条に基づく「実施状況の開示」(法律で定められた開示)につきましては、平成22年5月を初回として、以降半期毎に開示いたします。

【中 小 企 業 者】

（単位:件/百万円）

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	4,355	44,512	4,190	42,508	20	155	46	764	99	1,085
うち、信用保証協会等による保証を受けていなかった貸付債権	3,016	36,079	2,939	34,547	9	85	35	688	33	757
	実 行 率		96.2%	95.4%						

【住 宅 資 金 借 入 者】

（単位:件/百万円）

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	86	801	63	565	1	19	0	0	22	216
	実 行 率		73.2%	70.5%						

（注）件数・金額は、法施行日から上記時点までの累計です。尚、審査中のみ平成23年9月末時点の件数・金額であります。

（注）上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

（注）上記実行率は、実行件数・金額を申込件数・金額で除したものであります。

